

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年1月14日付けで審査請求人が行った開示請求に対し、「令和4年1月12日に鹿児島市水道事業者（水道局）より総務課法制係に問い合わせた内容のうち、「債務不履行でない」または「債務不履行にあたらぬ」等の内容がわかる文書（電磁的記録も含む）すべて」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

### 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

令和4年1月12日に鹿児島市水道事業者（水道局）より総務課法制係に問い合わせた内容のうち、「債務不履行でない」または「債務不履行にあたらぬ」等の内容がわかる文書（電磁的記録も含む）すべて

### 2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者、総務課長サイゴウ殿が、「債務不履行でない」または「債務不履行にあたらぬ」につき担当に確認する旨の発言があった以上、法律相談の内容の文書が存在するはずである。

### 2 よって、処分の取り消し、新たな開示決定処分を求める。

## 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

令和4年1月12日に水道局総務部総務課から総務局総務部総務課法制係へなされた相談は、電話で行われ、かつ、相談事案が軽微なものであったため、相談記録を作成しておらず、開示請求に係る公文書は存在しない。

よって、本件処分は適法かつ妥当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断等

### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

### 2 審査会の判断

#### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和4年1月12日に水道局総務部総務課から総務局総務部総務

課法制係へ相談がなされた際の相談記録等のことである。

(2) 本件対象公文書の存否について

公文書の作成については、鹿児島市公文書管理条例（令和3年条例第73号）第4条において、「実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。」と規定されており、事案が軽微な場合は、例外的に公文書の作成を要しない旨が規定されている。

総務局総務部総務課法制係では、日常的に庁内各課から事務事業に係る各種法律相談に応じているが、本案件の相談内容について審査会が実施機関に確認したところ、水道局と市民との間での接遇に関するトラブルであったため、当該相談事案を軽微なものと判断し、記録等を作成しなかったとのことであり、実施機関の説明に特段不合理な点はみられなかった。

また、審査会が、当該相談記録等の有無について確認するため、令和4年8月10日に、仮に当該相談記録等が存在する場合にその保管がなされているであろう相談記録を綴った法令相談票及び総務局総務部総務課執務室に設置してあるハードディスク内の電磁的記録について実地調査を行ったが、実施機関が作成した本件対象公文書は確認されなかった。したがって、本件処分を行った時点においても本件対象公文書が存在しなかったことが推認される。

(3) 審査請求人の主張について

一方、審査請求人は、上記第3のとおり主張を行っているが、実施機関が本件対象公文書を作成し、及び保有していると認めるに足りる疎明を行っているとは言い難い。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(4) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年5月31日	実施機関からの諮問を受けた。
令和4年8月10日 (第1回審査会)	諮問の審議及び答申案の審議を行った。
令和4年8月10日	市総務局総務部総務課に実地調査を行った。